

令和元年

上尾市議会 9 月定例会議案

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 6 号	平成 3 0 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 1 7 号	平成 3 0 年度上尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 1 8 号	平成 3 0 年度上尾市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 1 9 号	平成 3 0 年度上尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 2 0 号	平成 3 0 年度上尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 2 1 号	平成 3 0 年度上尾市水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第 2 2 号	平成 3 1 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
議案第 2 3 号	平成 3 1 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 2 4 号	平成 3 1 年度上尾市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 2 5 号	上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 2 6 号	上尾市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 2 7 号	上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について……………	5
議案第 2 8 号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	1 0
議案第 2 9 号	上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 8
議案第 3 0 号	上尾市森林環境譲与税基金条例の制定について……………	1 9
議案第 3 1 号	上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 1

議案第 3 2 号	上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例の制定について……………	2 2
議案第 3 3 号	上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 3
議案第 3 4 号	上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 4
議案第 3 5 号	上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議案第 3 6 号	上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 7
議案第 3 7 号	上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 9
議案第 3 8 号	上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 0
議案第 3 9 号	上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 1
議案第 4 0 号	工事請負契約の締結について……………	4 2
議案第 4 1 号	工事請負契約の締結について……………	4 3
議案第 4 2 号	工事請負契約の締結について……………	4 4
議案第 4 3 号	財産の取得について……………	4 5
議案第 4 4 号	財産の取得について……………	4 6
議案第 4 5 号	財産の取得について……………	4 7
議案第 4 6 号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	4 8
議案第 4 7 号	専決処分の承認を求めることについて……………	4 9
議案第 4 8 号	上尾市の公の施設を桶川市の住民の利用に供させることに関する協議について……………	5 9
議案第 4 9 号	市道路線の認定について……………	6 0
議案第 5 0 号	教育委員会委員の任命について……………	6 1

議案第 25 号

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 49 年上尾市条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「登録申請に」を「前条の規定による申請（以下「登録申請」という。）に」に、「印鑑の」を「当該印鑑の」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 住民票に記載（住民基本台帳法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。第 6 条第 4 項において同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの（名については漢字を仮名に替えてあるものを除く。）

第 4 条第 1 項第 2 号中「肩書等他」を「資格その他氏名、旧氏又は通称以外」に改め、同条第 2 項中「前項第 1 号」の次に「及び第 2 号」を、「外国人住民」の次に「（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を加え、「記載されている」を「記載がされている」に改める。

第 5 条第 1 項中「印鑑の」を削り、「当該申請」を「当該登録申請」に改め、同条第 4 項中「第 3 条の規定による申請」を「登録申請」に改める。

第 6 条第 1 項中「、第 3 条の規定による申請が」を削り、「本人によるものであること又は」を「登録申請者が本人であること又は登録申請が」に改

め、同条第2項第3号中「氏名」の次に「(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を削る。

第8条第1号中「紛失した」を「紛失し、又は滅失した」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

第10条(見出しを含む。)中「印鑑登録原票の記載事項」を「印鑑登録原票の登録事項」に改める。

第11条第3号中「通称」を「住民票に記載がされている通称」に改め、「表記)、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加え、「次号」を「第5号」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「通称」を「住民票に記載がされている通称」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏の削除により、登録してある印鑑が第4条第1項第1号に該当したとき。

第12条の見出し中「印鑑証明」を「印鑑登録証明」に改め、同条第1項中「印鑑登録の証明」を「登録してある印鑑に関する証明(以下「印鑑登録の証明」という。)」に改め、同条第2項中「本人及び」を「印鑑登録の証明を申請した者が本人であること又は当該申請が」に改め、「意思」の次に「に基づくもの」を加える。

第14条の見出し中「印鑑証明」を「印鑑登録証明」に改め、同条中「又は次条第1項」を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正を踏まえて、印鑑登録原票に登録する事項等を見直したいので、この案を提出する。

議案第 26 号

上尾市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員定数条例の一部を改正する条例

上尾市職員定数条例（平成 23 年上尾市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により、育児休業をしている職員

第 2 条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同条第 3 項中「又は同項第 3 号から第 5 号まで」を「、同項第 3 号、第 5 号及び第 6 号」に、「場合は」を「場合又は同項第 4 号に掲げる職員が育児休業をする前の職務に復帰する場合は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（上尾市職員公務災害見舞金条例の一部改正）

2 上尾市職員公務災害見舞金条例（昭和 48 年上尾市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 1 条第 2 項第 5 号」を「第 1 条第 2 項第 6 号」に改める。

提案理由

職員が育児休業を取得することによって当該育児休業期間中における職員の配置人数に減員が生じている現状を改善するため、育児休業中の職員については職員定数に含めないようにしたいので、この案を提出する。

議案第 27 号

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について
上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に支給する報酬、費用弁償、給料及び手当について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員をいう。
- (2) 第 1 種パートタイム会計年度任用職員 パートタイム会計年度任用職員のうち、月額により報酬又は給料の額を定められている会計年度任用職員をいう。
- (3) 第 2 種パートタイム会計年度任用職員 パートタイム会計年度任用職員のうち、日額により報酬又は給料の額を定められている会計年度任用職員をいう。
- (4) 第 3 種パートタイム会計年度任用職員 パートタイム会計年度任用職員のうち、時間額により報酬又は給料の額を定められている会計年度任用職員をいう。
- (5) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員をいう。

(報酬等)

第 3 条 パートタイム会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員として任用される法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条に規定する管理者の権

限に属する事務の執行を補助する職員（以下「技能労務職員等」という。）を除く。以下この条から第5条までにおいて同じ。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項から第6項までの規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に上尾市職員の給与に関する条例（昭和30年上尾市条例第14号。別表において「給与条例」という。）第9条の2第2項に定める割合を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に100円未満、日額及び時間額の報酬にあつてはその額に10円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

4 第1種パートタイム会計年度任用職員（第1種パートタイム会計年度任用職員として任用される技能労務職員等を除く。）の報酬の基本額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において市規則で定めるところにより決定する。

(1) 勤務日の割振りが週単位である者 1週間当たりの勤務日数を5で除して得た数に1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た数

(2) 勤務日の割振りが月単位である者 1月当たりの勤務日数に12を乗じて得た数を260で除して得た数に1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た数

5 第2種パートタイム会計年度任用職員（第2種パートタイム会計年度任用職員として任用される技能労務職員等を除く。）の報酬の基本額は、勤務1日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において市規則で定めるところにより決定する。

6 第3種パートタイム会計年度任用職員（第3種パートタイム会計年度任用職員として任用される技能労務職員等を除く。）の報酬の基本額は、勤

務1日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た額を7.75で除して得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において市規則で定めるところにより決定する。

7 報酬の額は、パートタイム会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

8 第2項から前項までに規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を市規則で定めるところにより支給する。

9 期末手当は、一般職の常勤職員の期末手当との権衡を考慮して、市規則で定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で市規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

（報酬の基本額の特例）

第4条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員であつて市規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項から第6項までの規定にかかわらず、1日当たり3万3,500円を超えない範囲内において市規則で定める。

（費用弁償）

第5条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務地との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 前項に規定する費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

（給料等）

第6条 パートタイム会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員として任用される技能労務職員等に限る。以下この条において同じ。）及びフルタイム会計年度任用職員に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当並びに旅費を支給する。

2 給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において市規則（地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより決定する。

3 給料の額は、パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当は、パートタイム会計年度任用職員にあつては市規則で定めるところにより、フルタイム会計年度任用職員にあつては一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で市規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

5 旅費は、一般職の常勤職員の例により支給する。

（報酬等の減額）

第7条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、市規則で定める。

（支給）

第8条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当の支給については、第3条から前条までに規定するもののほか、市規則で定める。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）において、次項の規定による廃止前の上尾市一般職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成29年上尾市条例第5号）の適用を受けていた一般職の非常勤職員で、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から令和3年3月31日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものであって、そ

の者の受ける報酬又は給料の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において2以上の業務に従事した場合にあっては、当該2以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が2以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、令和3年3月31日までの間、その者の受ける報酬又は給料の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において市規則で定める額を報酬又は給料として支給する。

（上尾市一般職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の廃止）

- 3 上尾市一般職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例は、廃止する。

別表（第3条、第6条関係）

職種	月額
自動車運転手、環境管理員、用務員又は給食調理員	上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和45年上尾市条例第10号）第4条の規定により設けられた給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
上記以外の職	給与条例別表第1給料表に定める1級における最高の号給の給料月額

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 28 号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和 30 年上尾市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 16 条の 6 第 1 項」を「第 16 条の 6」に改める。
第 16 条の 6 を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与等)

第 16 条の 6 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与及び報酬並びに費用弁償については、別に条例で定める。

(上尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 上尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和 30 年上尾市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(上尾市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 上尾市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和 30 年上尾市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料月額」の次に「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員(同号に掲げる職員として任用される同法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 2

92号)第15条に規定する管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員(以下この条において「技能労務職員等」という。)を除く。)にあっては報酬(上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年上尾市条例第 号)第3条第4項から第6項まで及び第4条の報酬の基本額に限る。)の額、同号に掲げる職員として任用される技能労務職員等にあっては給料の額)を加える。

第4条第3項中「給与」の次に「又は報酬」を加える。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第1条の2中第43号及び第44号を削り、第45号を第43号とし、第46号から第51号までを2号ずつ繰り上げ、第52号を削り、第53号を第50号とし、第54号を第51号とし、第55号を第52号とし、第56号から第62号までを削り、第63号を第53号とし、第64号を削り、第65号を第54号とし、第65号の2から第71号までを削り、第72号を第55号とし、第73号から第75号までを17号ずつ繰り上げ、第76号から第78号までを削る。

第4条中「第77号」を「第58号」に改める。

第5条第3項中「。以下「給与条例」という。」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

別表第1中43の項及び44の項を削り、45の項を43の項とし、46の項から51の項までを2項ずつ繰り上げ、52の項を削り、53の項を50の項とし、54の項を51の項とし、55の項を52の項とし、56の項から62の項までを削り、63の項を53の項とし、64の項を削り、65の項を54の項とし、65の2の項から71の項までを削り、72の項を55の項とし、73の項から75の項までを17項ずつ繰り上げ、76の項から78の項までを削り、備考を削る。

(上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和45年上尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第16条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与は、別に条例で定める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例の一部改正）

第6条 次に掲げる条例の規定中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年上尾市条例第17号）第2条第2項第3号

(2) 公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例（平成13年上尾市条例第42号）第2条第2項第3号

（上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年上尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第17条」の次に「、第18条第3項」を加える。

第2条に次の2号を加える。

(3) 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年上尾市条例第3号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（同条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了する

こと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出

生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳

6 か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第5条の3第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第6条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第9条第2号及び第10条中「規則」を「市規則」に改める。

第12条中「過員を生ずること」を「次に掲げる事情」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休

業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

第13条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第13条の2 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第14条の2中「(平成22年上尾市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)」を削り、「任期付職員条例の」を「同条例の」に改める。

第15条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員
- (2) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (3) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

第16条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条第2項中「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受け

て勤務しない場合にあつては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で) 行うものとする。

第17条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「第11条第1項」の次に「、上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和45年上尾市条例第10号）第13条第1項及び上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年上尾市条例第 号）第7条」を、「第15条」の次に「及び市規則」を、「給与額」の次に「又は報酬額」を加え、「給与を」を「給与又は報酬を」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

（市規則への委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（上尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 上尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年上尾市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員等に適用する規定について、所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。

議案第 29 号

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項中「第 20 条の 2 第 1 3 項又は第 38 条の 4 第 2 2 項」を「第 20 条の 2 第 1 4 項又は第 38 条の 4 第 2 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 30 号

上尾市森林環境譲与税基金条例の制定について
上尾市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第 1 条 森林環境譲与税を適正に管理し、及び執行するため、上尾市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、市が交付を受けた森林環境譲与税の額に相当する額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

森林の整備を促進するため国から交付される森林環境譲与税を適正に管理し、及び執行するため、基金を設置したいので、この案を提出する。

議案第 3 1 号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年上尾市条例第 1
2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、
「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 4 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、
この案を提出する。

議案第 3 2 号

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例
の制定について

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例（昭和 5 6 年上尾市条例第 7 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の利用の許可に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の廃止に伴い、当該施設の使用料に関する条例を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 33 号

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年上尾市条例第 42 号）
の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、
法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第
12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第 3 4 号

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例

上尾市立保育所条例（平成 2 7 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 9 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 35 号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 22 号を第 27 号とし、第 17 号から第 21 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 16 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 21 号とし、同条中第 15 号を第 20 号とし、第 14 号を第 19 号とし、同条第 13 号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号の次に次の 5 号を加える。

- (12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支

払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「を支給認定保護者」を「を教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教

育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「第27条第1項の施設型給付費をいう」に、「及び第19条」を「、第19条、第35条第3項及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」

を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号又は第2号」を「同号又は同項第2号」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」を「第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2

項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第 37 条第 1 項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「数を 1 人以上」を「数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上」に改め、「小規模保育事業 A 型をいう。」の次に「第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。」を、「小規模保育事業 B 型をいう。」の次に「第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。」を加え、「、その利用定員の数を」を削り、「第 4 条」を「第 3 条」に改める。

第 38 条第 1 項中「利用者負担」を「第 43 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 39 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満 3 歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 40 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 41 条中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項中「この項」の次に「から第 5 項まで」を加え、同項第 1 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 2 号中「いう」の次に「。次項及び第 3 項において同じ」を加え、同項第 3 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 3 項中「を行う者であつて、第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のもの」を「（第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が

20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る

連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を

「の規定による」に改める。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。))に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提

供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定

子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは、「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び特定満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設」とあるのは「当該特定教育・保育施設」と、「定める額とする。）」とあるのは「定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「法第28条第2項第2号」とあるのは「同項第2号」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同条を附則

第4条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部改正)

2 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例(平成27年上尾市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

(上尾市立保育所条例の一部改正)

3 上尾市立保育所条例(平成27年上尾市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

提案理由

内閣府令の改正に伴い、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を当該内閣府令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 36 号

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 16 条第 2 項第 3 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第 2 条第 2 項において同じ」を削る。

第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

第 37 条第 2 号中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削る。

第 45 条に次の 1 項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 3 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。附則第 2 条第 2 項中「（第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第 3 条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 37 号

上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例

上尾市つくし学園条例（平成 18 年上尾市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に改め、「それぞれ別表に定める 1 日当たりの利用者負担額に月ごとの通園日数を乗じて得た額（当該額が」及び「を超えるときは、これらの規定に定める額）」を削る。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市つくし学園条例第 10 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（通園している児童が満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものである場合にあっては、令和 2 年 4 月 1 日）以後の通園に係る利用者負担額について適用し、同日前の通園に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

提案理由

児童福祉法施行令の一部改正に伴い、利用者負担額に係る規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第 38 号

上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上尾市水道事業給水条例（昭和 38 年上尾市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 3 項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第 21 条第 2 項第 5 号中「かぎ」を「鍵」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

第 30 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 33 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 7 条第 1 項の指定の更新をするとき。 1 件につき 10,000 円

第 36 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）の施行の日（令和元年 10 月 1 日）から施行する。

提案理由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されたことから、指定の更新の際に徴収する手数料の額を定めるほか、水道法施行令の一部改正に伴う所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 39 号

上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 42 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 5 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 前条第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当するに至ったとき。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、上尾市消防団員の欠格条項に関する規定を改めたいので、この案を提出する。

議案第 40 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 契約の目的 (準) 浅間川護岸工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 205,040,000円
- 4 契約の相手方 上尾市大字平方1312番地
遠藤建設工業株式会社

提案理由

準用河川浅間川護岸工事に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上尾市条例第7号）第2条の規定により、この案を提出する。

議案第 4 1 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 浅間川都市下水路護岸工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1 4 5 , 0 3 5 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 上尾市大字平方 3 5 4 0 番地 2
株式会社井口工業 |

提案理由

浅間川都市下水路護岸工事に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 7 号）第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 4 2 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 平塚サッカー場改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 2 4 6 , 6 2 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 上尾市大字畔吉 7 3 9 番地 9
大石建設興業株式会社 |

提案理由

平塚サッカー場改修工事に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 7 号）第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 4 3 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | | |
|---|--------|---|-----|
| 1 | 自動車の数量 | はしご付き消防ポンプ自動車 | 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 火災現場における消火活動に充てるため。 | |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 | |
| 4 | 取得価格 | 1 9 7 , 8 9 0 , 0 0 0 円 | |
| 5 | 契約の相手方 | 千葉県船橋市小野田町 1 5 3 0 番地
株式会社モリタテクノス 東日本営業部 | |

提案理由

はしご付き消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 7 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 4 4 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 自動車の数量 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急現場における高度な救急救命活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 30,151,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 上尾市上平中央一丁目 1 1 番地 9
埼玉トヨタ自動車株式会社 上尾店 |

提案理由

高規格救急自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 7 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 45 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 自動車の数量 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急現場における高度な救急救命活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 30,107,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 上尾市上平中央一丁目 11 番地 9
埼玉トヨタ自動車株式会社 上尾店 |

提案理由

高規格救急自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年上尾市条例第 7 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 4 6 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

下記のとおり上尾市立小学校における児童の負傷事故の損害賠償の額を定め、和解することについて、議決を求める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 相手方 甲（被害者）

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○

親権者父 ○ ○ ○ ○

親権者母 ○ ○ ○ ○

乙（連帯債務者）

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○

親権者父 ○ ○ ○ ○

親権者母 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要 平成 2 3 年 2 月 2 1 日午前 1 1 時ころ、上尾市立小学校教室において、社会科の授業時間中に、乙が投げた分度器が甲の左目に当たり、角膜裂傷等の傷害を負ったもの

3 和解の要旨 本件負傷事故に関する損害賠償金 1, 6 9 6 万 1, 2 0 4 円について、乙は甲に対し 8 0 1 万 8, 6 5 8 円を支払い、市は甲に対し 8 9 4 万 2, 5 4 6 円を支払う。市、甲及び乙は、本件事故に関し、そのほかには一切の債権債務がないことを確認する。

提案理由

上尾市立小学校における児童の負傷事故の損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出する。

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 31 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

参議院埼玉県選出議員補欠選挙を令和元年 10 月 27 日に執行することが同年 8 月 8 日に決定されたことに伴い、その選挙費について緊急に平成 31 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）を編成する必要が生じ、同月 13 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

平成31年度上尾市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月13日

上尾市長 島山 稔

平成31年度上尾市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,979千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,251,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		4,644,087	59,979	4,704,066
	3 委託金	526,675	59,979	586,654
歳入	計	66,191,109	59,979	66,251,088

単位：千円

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,999,728	59,979	7,059,707
	4 選挙費	295,981	59,979	355,960
歳出	計	66,191,109	59,979	66,251,088

単位：千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	4,644,087	59,979	4,704,066
歳 入 合 計	66,191,109	59,979	66,251,088

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	6,999,728	59,979	7,059,707	59,979	0	0	0
歳 出 合 計	66,191,109	59,979	66,251,088	59,979	0	0	0

2 歳入

(款) 16 県支出金 (項) 3 委託金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	補正額 (累計)
				区分	金額		
1 総務費委託金	525,612	59,979	585,591	4選挙費委託金	59,979	参議院埼玉県選出議員補欠選挙事務委託金	59,979
計	526,675	59,979	586,654				(59,979)

3 歳出

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

単位：千円

目	補正額		補正額の財源内訳				節・説明	補正額 (累計)	事業概要	補正額 (累計)
	(補正前の額)	(計)	特定財源		一般財源	その他				
			国県支出金	地方債						
7 参議院議員補欠 選挙費	59,979	59,979	59,979	0	0	0	3,280	(選挙管理委員会事務局) ○参議院埼玉県選出議員補欠選挙事業	59,979	
	(0)	(0)	県支出金 59,979				884 (884)	1報酬 期日前投票所投票立会人報酬	(59,979)	
	(59,979)	(59,979)					520 (520)	92人 期日前投票所投票管理者報酬	3,280 (59,979)	
							500 (500)	46人 投票管理者報酬	4,500 (4,500)	
							1,276 (1,276)	39人 投票立会人報酬	25,384 (25,384)	
							89 (89)	117人 開票立会人報酬	39 (39)	
							11 (11)	10人 開票管理者報酬	3,686 (3,686)	
							4,500 4,500 (4,500)	1人 3職員手当等 時間外勤務手当	7,405 (7,405)	
							25,384 21,795 (21,795)	7賃金 投・開票事務従事者等賃金	12,720 (12,720)	
							3,589 (3,589)	選挙事務パート賃金	461 (461)	
							39 32 (32)	9旅費 費用弁償	2,504 (2,504)	
							7 (7)	普通旅費	(2,504)	
							3,686 2,500 (2,500)	11需用費 消耗品費	350 (350)	
								食糧費		
								14使用材料及び賃借料		
								18備品購入費		

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

単位：千円

印刷製本費	826 (826)						
修繕料	10 (10)						
12 役務費	7,405						
通信運搬費	6,078 (6,078)						
手数料	1,327 (1,327)						
13 委託料	12,720						
開票所設営委託料	1,324 (1,324)						
ポスター掲示場設置等委託料	6,642 (6,642)						
開票所警備委託料	60 (60)						
選挙用器材運搬委託料	1,015 (1,015)						
電話交換委託料	77 (77)						
入場券作成委託料	1,650 (1,650)						
投票所駐輪場整理委託料	13 (13)						
投票所駐車場整理委託料	399 (399)						
選挙公報等配布委託料	1,540 (1,540)						
14 使用料及び貸借料	461						
会場借上料	461 (461)						
18 備品購入費	2,504						
選挙備品購入費	2,504 (2,504)						
計	59,979 (295,981) (355,960)	59,979	0	0	0	0	0

給 与 費 明 細 書

1 特別職

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与				合 計	備 考	
		報 酬	給 料	地 域 手 当	期 末 手 当 年 間 支 給 率			
補 正 後	長 等	3	28,140	845	12,898 4.45月分	41,883	12,131	54,014
	議 員	30	154,425		68,139 4.45月分	222,564	56,892	279,456
	その他の特別職	3,347	214,208			214,208	0	214,208
	計	3,380	368,633	845	81,037	478,655	69,023	547,678
補 正 前	長 等	3	28,140	845	12,898 4.45月分	41,883	12,131	54,014
	議 員	30	154,425		68,139 4.45月分	222,564	56,892	279,456
	その他の特別職	3,042	210,928			210,928	0	210,928
	計	3,075	365,353	845	81,037	475,375	69,023	544,398
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0	0	0	0
	その他の特別職	305	3,280			3,280	0	3,280
	計	305	3,280	0	0	3,280	0	3,280

2 一般職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(96) 1,306	267,593	5,084,039	3,369,647	11,395,736	
補 正 前	(96) 1,306	267,593	5,084,039	3,365,147	11,391,236	
比 較	(0) 0	0	0	4,500	4,500	

()内は、再任用短時間勤務職員で外書き

単位：千円

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当
		131,944	320,698	78,464	73,890	21,205	450,449	1,049	131,460	2,160,488
		131,944	320,698	78,464	73,890	21,205	445,949	1,049	131,460	2,160,488
		0	0	0	0	0	4,500	0	0	0

単位：千円

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	4,500	1. 制度改正に伴う増減分	-	
		2. その他の増減分	4,500	

議案第 48 号

上尾市の公の施設を桶川市の住民の利用に供させることに関する協議
について

下記のとおり上尾市の公の施設を桶川市の住民の利用に供させることに関する協議について、議決を求める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | |
|----------------------|--|
| 1 利用に供させる
公の施設の名称 | 上尾市公共下水道 |
| 2 区域外流入対象区域 | 桶川市東二丁目地内 |
| 3 区域外流入対象面積 | 約 0.005 ヘクタール |
| 4 利用の方法 | 上尾市下水道条例（昭和 50 年上尾市条例第
18 号）の定めるところによる。 |
| 5 経費の負担 | 桶川市の負担とする。 |

提案理由

上尾市公共下水道を桶川市の住民の利用に供させることについて協議したいので、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により、この案を提出する。

議案第 49 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
10778号線	上尾市大字小敷谷字大久保961番地先	上尾市大字小敷谷字大久保961番地先	
31192号線	上尾市大字上字大久保1021番地先	上尾市大字上字大久保1022番地先	
31193号線	上尾市大字上尾村字吉田前779番地先	上尾市大字上尾村字吉田前779番地先	
31194号線	上尾市大字平塚字荒井1562番地先	上尾市大字平塚字荒井1562番地先	
51138号線	上尾市東町三丁目1974番地先	上尾市東町三丁目1975番地先	

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 50 号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和元年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

中 野 住 衣

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

教育委員会委員中野住衣氏の任期は、令和元年 11 月 19 日で満了となるが、同氏を再び任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

